

労政第1943号

平成21年1月27日

厚生労働大臣 舩添要一様

大阪府知事 橋



港湾雇用安定等計画案について (回答)

平成20年12月19日付け、厚生労働省発職第1219001号により照会のありました  
標記について、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見はありません。

(担当)

商工労働部 雇用推進室 労政課

企画グループ 総括主査 中辻

TEL 06-6944-7195 (ダイヤル)

FAX 06-6944-6758

E-mail NakatsujiA@mbox.pref.osaka.lg.jp

労 第 1348 号  
平成21年1月21日

厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

兵庫県知事 井 戸 敏



港湾雇用安定等計画案への意見照会について

平成20年12月19日付厚生労働省発職第1219001号で照会のありました標記  
のことについては、意見等ありませんので報告いたします。

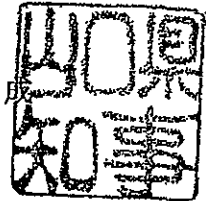


平 2 0 勞 働 政 策 第 1 3 0 3 号  
平 成 2 1 年 (2009年) 1 月 1 3 日

厚 生 勞 働 大 臣

舛 添 要 一 様

山 口 県 知 事 二 井 関 成



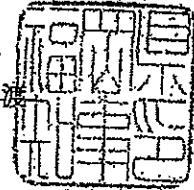
港 湾 雇 用 安 定 等 計 画 案 に つ い て

平 成 2 0 年 1 2 月 1 9 日 付 け 厚 生 勞 働 省 発 職 第 1 2 1 9 0 0 1 号 に よ る 標 記 の 件 に つ  
い て は 、 意 見 は あ り ま せ ん 。

20 勞 第 2 4 5 2 号  
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

厚生労働大臣 梶 添 要 一 殿

福岡県知事 麻 生 滋



港 灣 雇 用 安 定 等 計 画 案 に つ い て ( 回 答 )  
( 対 平 成 2 0 年 1 2 月 1 9 日 付 厚 生 勞 働 省 発 職 第 1 2 1 9 0 0 1 号 )

このことについて、下記のとおり回答します。

記

港灣雇用安定等計画案について、本県の意見はありません。

## 参考条文

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

港湾運送事業法（昭和二十六年五月二十九日法律第百六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為
- 二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第四号に掲げる行為を除く。）
- 三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航
- 四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未滿のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。）
- 五 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

- 六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）
  - 七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）
  - 八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）
- 2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。
  - 3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。
    - 一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃
    - 二 港湾においてする船積貨物の警備
  - 4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

#### （事業の種類）

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
- 二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
- 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
- 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
- 五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）
- 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
- 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

#### （許可）

第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

(下請の制限)

- 第十六条 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行わなければならない。
- 2 前項の規定の適用については、一般港湾運送事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運送事業者（当該一般港湾運送事業者が発行済株式の総数の二分の一を超える株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港湾運送事業者とこれに準ずる国土交通省令で定める密接な関係を有するものに限る。）に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行つた行為とみなす。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。
- 一 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種別の行為を前項の規定に従つて自ら行つたとき。
- 二 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量以上の量の貨物について、コンテナ埠頭その他の国土交通省令で定める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を国土交通省令で定めるところにより自らの統括管理の下において行つたとき。
- 3 第三条第二号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾荷役事業等」という。）の許可を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行わなければならない。
- 4 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行わなければならない。
- 5 第一項から第三項までに規定する貨物量の算出の方法は、国土交通省令で定める
- 6 国土交通大臣は、港湾運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

職業安定法（昭和二十二年十一月三十日法律第百四十一号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

- 第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。